

労働安全衛生法
施行令改正

食料品製造業、新聞業、出版業、 製本業及び印刷物加工業の皆様

令和5年4月1日から
職長等に対する安全衛生教育^{*}が
義務化になります。



※労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないとされています（合計12時間）。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

※「うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、すでに職長教育の対象です。

職長とはどのような立場の人でしょうか？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」とされています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長など、さまざまな名称で呼ばれています。名称はともかく、仕事を行う上で、現場で指揮、命令する人が職長です。

令和五年度

和歌山県労働基準協会では

6月・8月・10月・令和6年1月で実施予定です。

職長等の安全衛生教育の
対象業種が拡大されます！